

那覇市福祉バス運行事業委託仕様書

(総則)

- 第1条 那覇市福祉バス運行事業の委託を受けた事業者(以下「事業者」という。)は、交通安全及び労働安全に十分な配慮を行い、本事業の高い質の確保に努めるとともに、実際の運行に当たっては、十分な安全確認、安全点検等を実施し、交通事故及び労働災害に細心の注意を払って実施すること。
- 2 事業者は、本市からの運行状況等に関する問合せ若しくは確認又は本市が必要と判断して行った指示については、速やかにこれらに対応すること。

(業務内容)

第2条 事業者は、以下の業務を行うこと。

- (1) 本事業に使用する車両(以下「運行車両」という。)の提供
- (2) 本市が指定したコースの運行

コース		運行距離(予定)
本庁・小禄コース	本庁コース	約18.8km
	小禄コース	約17.6km
首里・真和志コース	首里コース	約15.2km
	真和志コース	約17.8km(1便・3便) 約19.8km(2便・4便)

- (3) 運行前及び運行後の運行車両の点検確認、清掃、除菌等
 - (4) 運行後の残留乗客及び忘れ物の確認及び対応
 - (5) 運行車両の事故又は故障、利用者の体調不良等の緊急時の対応
 - (6) 利用者等からの苦情等への対応及び再発防止策の実施
 - (7) 運行状況等の報告
 - (8) その他車両運行管理に係る一切の業務
 - (9) 本市からの案内等の利用者への周知
 - (10) コースの一部変更に係る試走等に対する対応
- 2 事業者は、道路状況による遅滞を除き、指定された乗降場所の巡回時刻を遵守する運行を行うこと。
- 3 事業者は、運行車両の故障等により運行が困難となった場合は、直ちに本市に状況を報告し、他の運行車両によりその後の運行を継続すること。
- 4 事業者は、利用者が高齢者、障がい者等であることに配慮した運転及び対応を行うこと。
- 5 事業者は、安全運行のため指定された乗降場所以外での乗降を行わないこと。

(運行車両)

第3条 運行車両の仕様は、次に掲げるとおりとすること。

- (1) 規格 第2条第2号に規定するコースを安全に走行することができる大きさ(長さ700cm程度×幅210cm程度、高さ310cm程度)であること。
- (2) 乗車定員 25人以上(うち座席10席以上)であること。

- (3) 装備 エアコン、車いす及びストレッチャーの乗降が可能な装備(スロープ、リフト等)、ドライブレコーダー(車両前面と車内全体の状況の録画が可能なもの)、リヤアンダーミラー又はバックモニター並びにAM・FMラジオがあること。
- (4) 福祉バスであることの明示 利用者が容易に認識することができるよう、ラッピングその他の方法により、使用する車両の前面及び助手席側の2か所に、次のア及びイに掲げる事項を明示すること。
 - ア 市章(30cm×30cm以上)
 - イ 「ふくちゃん号」の表記(1文字20cm×20cm以上)
- (5) 自家用・事業用の別 一般貸切旅客自動車運送事業の又は一般乗合旅客自動車運送事業の許可等の種別に応じ、本事業を適切に実施することができるものであること。

(要員の確保等)

第4条 事業者は、運行に当たる運転手を複数人置くこと。

- 2 事業者は、運転手とは別に第1条の対応等を担う管理責任者を定め、本事業の実施に当たり本市との円滑な連携を図るとともに、当該管理責任者が運転手と連携協力して当該対応等に努めること。
- 3 事業者、管理責任者及び運転手は、別紙「那覇市福祉バス運行事業に当たっての運転手の心得」を踏まえ、本事業の高い質の確保に努めること。

(台風等の災害時における運行)

第5条 台風の際の運行は、次に掲げるとおりとすること。

- (1) 暴風警報が発令されている場合又は那覇市内の路線バスが運休している場合は、運行を休止する。
- (2) 運行の開始後に暴風警報が発令され、那覇市内の路線バスが運休した場合は、その時点で各老人福祉センター又は老人憩の家にいる利用者等を乗車させ、及び各乗降場所で下車させて運行を終了とする。
- (3) 暴風警報が解除され、かつ、那覇市内の路線バスの運行が再開となった場合の取扱いは、次の表のとおりとする。

路線バスの運行再開時間	運行
6時30分以前	1便からの運行
6時31分から8時15分	2便からの運行
8時16分から10時00分	3便からの運行
10時01分から13時00分	4便からの運行
13時01分以降	1日運休

- 2 その他の災害時における運行については、前項の規定に準じ、那覇市内の路線バスの運行に合わせて実施すること。

(運行車両の駐車)

第6条 事業者は、運行車両の駐車場所を使用しようとするときは、那覇市公有財産規則第31条の2第1項の規定により行政財産目的外使用許可申請書を市長に提出し、許可を受けること。

- 2 事業者が前項に規定する目的外許可の申請をすることができる駐車場所及び駐車台数は、次の表に定めるとおりとすること。

コース	駐車場所	駐車台数
本庁・小禄コース	総合福祉センター出入口付近	運行車両1台
首里・真和志コース	末吉老人福祉センター敷地内	運行車両1台、普通自動車 車両1台
	識名老人福祉センター敷地内	運行車両1台

(休日等の連絡先)

第7条 本市の休日等において本事業に関する連絡等を行う場合は、直近の休日等でない日に行うこと。ただし、急を要する場合については、那覇市役所守衛室(098-867-0111)に連絡して状況を伝えること。